

## 金融円滑化にかかる体制の概要

平成27年5月15日  
広島県信用漁業協同組合連合会

当会は、漁業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む漁業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取組んでおります。「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下、「金融円滑化法」という。）は終了いたしました。引き続き、当会の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

### 1 金融円滑化にかかる措置の実施に関する方針の概要

当会では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

#### 金融円滑化にかかる基本方針（概要）

1. 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申し込みに対する、柔軟な対応
2. お客様の経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
3. 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
4. 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
5. 当会の金融円滑化管理に関する体制

（注）方針の全文については、平成25年4月1日に公表しておりますが、後掲資料をご参照下さい。

### 2 金融円滑化にかかる措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当会では、金融円滑化にかかる対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

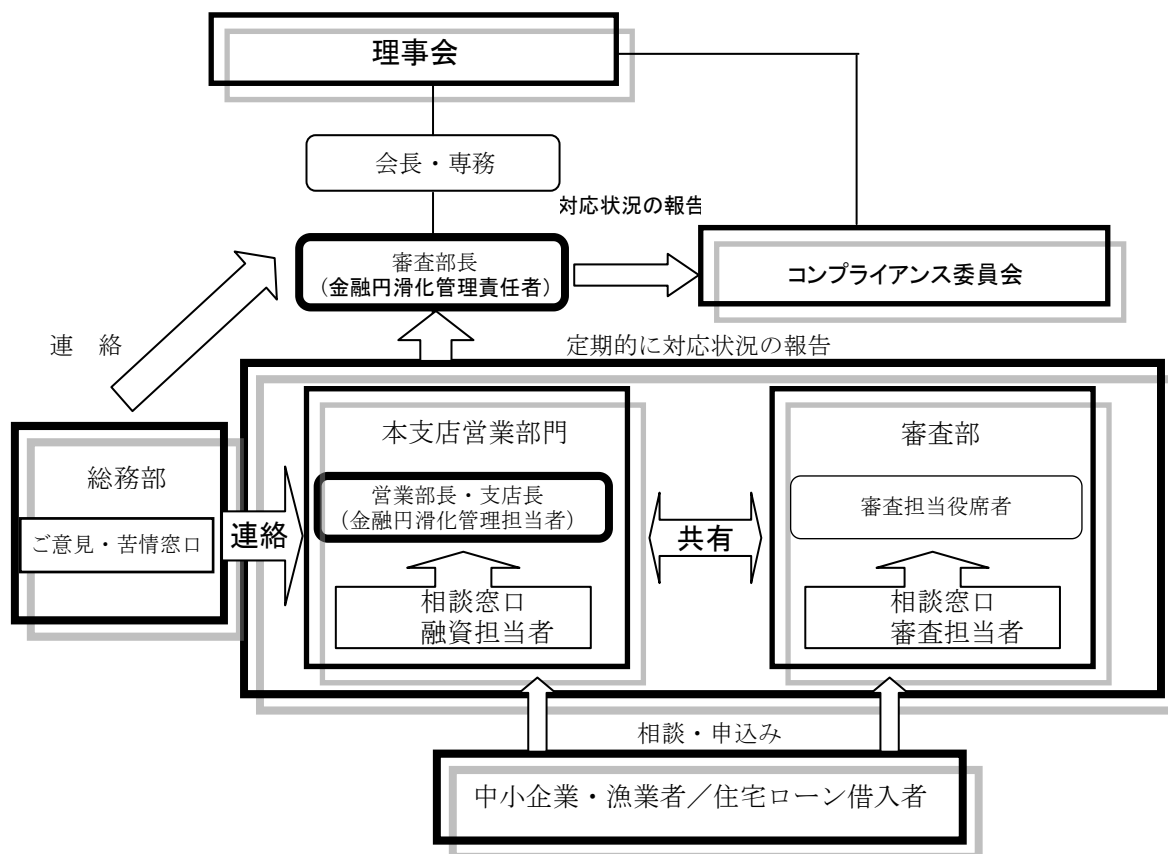
（1）会長以下、関係役員部室長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、当会の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理・協議することとしております。また、協議内容については、適宜理事会へ報告することとしております。

（2）審査部長を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。

（3）各営業部店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各営業部店等における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、金融円滑化管理責任者へ報告することとしております。

（4）各営業部店では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

### 中小企業者等金融円滑化対応にかかる全体の管理体制



### 3 金融円滑化にかかる措置に関する苦情相談を適切に行うための体制の概要

(1) お客様からの、金融円滑化にかかるご相談の窓口を総務部（審査課）に設置しているほか、各営業店においても承っております。

(2) お客様からの、当会の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、総務部（総務課）に受付窓口を設置しております。また、各営業店等で苦情を受けた場合には、当会所定の手続きに従って、速やかに総務部に連絡をし、総務部と各営業店が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

店舗ごとの相談窓口		
本店	審査部	082-247-2301
広島西支店	融資担当	0829-55-0027
地御前支店	融資担当	0829-36-1214
江能支店	融資担当	0823-40-0087
尾道支店	融資担当	0848-21-5331
福山支店	融資担当	084-982-2386
苦情相談窓口		
本店	総務部総務課	082-247-2301

#### 4 金融円滑化にかかる措置をとった後において、当該措置にかかる中小企業者の事業についての改善または再生のための支援を適切に行うための体制の概要

(1) 営業部を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や資金繰りの状況等を継続的に把握し、必要に応じて審査課と連携して助言を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組みます。

(2) 特に、漁業者のお客さまに関しては、渉外活動を通じて実態把握に努め、資金繰りや経営相談等を行う体制を整備いたしております。

(3) また、経営相談、資金繰り相談、経営改善等の支援能力向上のため、当会職員に対し必要な内部・外部研修、通信教育を受講させるとともに指導を行い、人材育成の取り組みを行っております。

#### 5 貸付条件の変更等の実施状況 別表のとおり